

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(選任)

第3条 専門委員会に次の専門委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 若干名
- (3)委員 30名以内

2 委員長および副委員長、委員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者(以下、「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条まで、並びに第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年5月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年8月29日から施行する。

2 「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」とする。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 開催準備総合計画に関すること。 2 広報および市民協働に関すること。 3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること。 4 炬火イベントに関すること。 5 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 3 表彰式に関すること。 4 大会旗に関すること。 5 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医事衛生に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送計画に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防防災及び警備に関すること。 4 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。